

泉崎村保育所の運営について

泉崎村教育総合会議では、平成28年度～平成30年度の3年間にわたり、泉崎村社会福祉協議会による泉崎村保育所の運営について検討を行ってきました。

【現状】

1 平成30年5月1日現在の乳幼児・児童数

区分	生年月日	人数
0歳児	H29・4・2生～H30・4・1生	37人
1歳児	H28・4・2生～H29・4・1生	36人
2歳児	H27・4・2生～H28・4・1生	51人
3歳児	H26・4・2生～H27・4・1生	42人
4歳児	H25・4・2生～H26・4・1生	66人
5歳児	H24・4・2生～H25・4・1生	62人
小1年	H23・4・2生～H24・4・1生	58人
小2年	H22・4・2生～H23・4・1生	45人
小3年	H21・4・2生～H22・4・1生	68人

2 泉崎村保育所入所児数（平成30年5月1日現在）

定員： 60人

区分	クラス数	入所児数
0歳児	1室	8人
1歳児	2室	27人
2歳児	2室	33人
合計	5室	68人

3 泉崎村保育所職員数

正規職員 3人（所長、副所長、栄養士）

嘱託職員 16人（保育士15人、調理員1人）

臨時職員 1人（保育士1人）

合計 20人

I 泉崎村保育所の運営主体を泉崎村社会福祉協議会へ移管することについて

1 理由

(1) 保育士の確保と保育サービスの質の向上

近年、共働き世帯の増加、就労形態の変化により、延長保育や休日保育、一時預かり保育、特別な支援が必要な子どもの受入等の保育サービスに対する、保護者のニーズが多様化しています。こうした状況に対応するためには、質の高い保育サービスを提供できる保育士の確保が欠かせません。

泉崎村保育所では、現在、実際保育に当たる保育士はすべて嘱託・臨時職員です。村として正規職員を新規採用することは難しいことから、必要な保育士を確保するために、臨時職員を採用していますが、収入面の不安や継続雇用の保障がないことから、結婚や出産などを理由にやむを得ず退職するケースが多く、経験豊富な保育士が不足することで、今後、保育の質を維持できなくなることが懸念されます。

このため、保育所の運営を社会福祉協議会に移管して、泉崎村保育所の臨時職員を社会福祉協議会の職員として雇用してもらい、経験豊富な保育士を確保することで、保育サービスの質の向上を図っていきたいと考えます。

(2) 保育所等施設運営に関する国の支援

保育所の運営経費に対する国の財政支援については、設置運営方法により分かれています。

公立保育所等の運営経費について、国は、普通交付税により措置します。交付税を算定する公立保育所入所児童数により基準財政需要額に算入され、基準財政収入額の差額等から普通交付税が地方公共団体に交付されることになっております。

一方、私立保育所等の運営費については、子どものための教育・保育給付費国庫負担金で措置されます。保育経費の法定価格から保育料を差し引き、残りの2分の1を国・4分の1を県と市町村がそれぞれ負担し、市町村を通し私立保育所等の運営者に交付することとなっております。

さらに、平成18年度以降は、保育所等の建設費補助について、民間経営の保育所に限り交付されることとなりました。

少子高齢化が進み子育て支援の充実が叫ばれるなか、財源確保は、自治体にとって死活問題であり、こうした状況からも保育所運営補助金は、大変貴重な財源であり、そのことで、新たな子育て支援策の推進を図ることが可能になります。

(3) 子育て交流の促進

身近に子育てを支援してくれる人がいない家庭の孤立や、子育てに対する負担感や不安感による家庭の養育機能の低下などに対しては、親の成長を支援する体制づくりが急がれます。現在の泉崎村保育所では、空き教室の不足により「子育て支援センター（仮称）」的機能をもつ場所を確保することは不可能です。

今後、親への支援体制を図るため、既存の施設内に「子育て支援センター（仮称）」を設け、子育てに関する情報の入手、子育てに関する相談窓口の開設、地域の子育て支援機能の充実等を図ること。さらには、子育てに関する講演会を開催したり、地域にいる保育所にいっていない子どもたちとの交流などいろいろな交流も検討し、子育ての孤立を解消できるようにしていかなければなりません。

2 社会福祉協議会の選定理由

保育所の移管先としては、地域福祉の推進を図り、営利を目的としない極めて公共性の高い団体である「社会福祉法人泉崎村社会福祉協議会」を想定しています。社会福祉協議会が目指すものは、「住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことができる地域福祉の実現（新・社会福祉協議会基本要項）」です。

泉崎村社会福祉協議会は、昭和62年の設立以降、地域福祉の推進を図るために幅広く福祉サービスを提供しながら地域住民の生活を支えてきました。村では、社会福祉協議会を支援するため、財政面での補助や事務局への職員派遣等を実施しており、密接な連携のもと地域福祉の向上を図っています。

社会福祉協議会の運営によるメリットは、次のとおりです。

(1) 保育の継続性の確保

管理運営者の変更による子どもの心の負担を最小限とし、保護者が安心して子どもを預けることができるよう、一定期間、正規職員の保育士を村から派遣することができます。これにより泉崎保育所としての保育の継続性を確保できます。

(2) 雇用の安定と保育の質の向上

現在の泉崎村保育所の臨時・嘱託職員（保育士、調理員）について、社会福祉協議会の職員として継続雇用してもらうことで、雇用の安定と保育業務への意識の向上が図られます。

(3) 「公私連携型」を付けて村との連携による保育所運営とする。

社会福祉協議会の事務局に村職員を派遣することで、村との密接な連携による保育所運営ができます。

(4) 村民の意見を反映

社会福祉協議会の役員が、村内の各種団体の代表者から構成されていることから、村民の立場からの意見を反映させた運営が期待できます。

3 近隣市町村の状況

社会福祉協議会が保育所等を運営している近隣市町村の状況は次のとおりです。

- 郡山市（赤木保育所、希望が丘保育所）
- 須賀川市（白鳩保育園）
- 矢吹町（ひかり保育園）
- 玉川村（認定こども園たまがわクックの森）
- 西郷村（みずほ保育園）
- 白河市（白河保育園、白河みのり保育園）
- 鏡石町（鏡石保育所）

4 これまでの経過及び今後の予定

年 度	運営形態	内 容
H28 年度	公設公営	<ul style="list-style-type: none">・内部協議（保育所民営化計画の検討）・社会福祉協議会との事前協議、事例調査・教育総合会議への提案①（8月25日水）
H29 年度	公設公営	<ul style="list-style-type: none">・内部協議（保育所民営化計画の検討）・社会福祉協議会との事前協議、事例調査・教育総合会議への提案②（5月29日月）
H30 年度	公設公営	<ul style="list-style-type: none">・教育総合会議への提案③（5月24日木）・村議会全員協議会への説明（6月7日木）・保育所検討委員会（委員10名）を組織し、今後の保育所の運営について検討を行う。（7月3日第一回）・保護者説明会の開催・社会福祉協議会への細部説明・同意・村議会への説明・同意・社会福祉協議会との実務協議・H31年4月から社会福祉協議会への業務協定
H31 年度	公私連携型 民設民営	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉協議会による管理運営・村正職員の派遣

5 その他

保育所の民営化（社会福祉協議会での運営）とあわせ、出生数の減少により、保育部門と幼児教育部門と一緒にした子ども園について、検討し計画を進める時期が近い将来考えられます。そのため、補助事業の活用を考えたとき、民間での運営が有利となります。

保育所の運営については、乳幼児の健やかな成長のため、安全第一の保育の実施であり、保護者から信頼される保育を行うことと考えております。運営には、村と社会福祉協議会が一体となって如何に進めていくか協議を進めてまいります。（公私連携型）

